

大衡中学校いじめ防止基本方針

はじめに

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

本校は、本校の生徒の尊厳を保持するため、村・学校・地域住民・家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題の克服に向けて取り組むよう、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）のための対策を総合的かつ効果的に推進するために、学校いじめ防止基本方針を策定する。

Ⅰ いじめの定義

いじめ防止対策推進法（以下「法」という。）において、「いじめ」とは、「生徒等に対して、当該生徒等が在籍する学校に在籍している当該生徒等と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネット等を通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。」と定義されている。

この定義を踏まえた上で、個々の行為がいじめに当たるかどうかの判断は、表面的・形式的に行うのではなく、いじめを受けた生徒の立場に立って行う。

その際、いじめには多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するかどうかを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努める。例えば、いじめを受けていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、行為が行われたときのいじめを受けた生徒や周辺の状況等表面のみにとらわれることなく、いじめを受けた生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する。また、いじめを受けた生徒の主観を確認する際に、行為の起こったときのいじめを受けた生徒や周辺の状況等を客観的に確認することにも配慮する。

いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、法第22条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用して行う。

「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の生徒や、塾やスポーツクラブ等当該生徒がかかわっている仲間や集団（グループ）など、当該生徒と何らかの人的関係を指している。また、「物理的な影響」とは、身体的な影響の他、金品をたかられたり、隠されたり、いやなことを無理矢理させられたりするなど意味する。けんかは除くが、外見的にはけんかのように見えることでも、いじめを受けた生徒の感じる被害性に着目して見極めるようにする。

なお、例えばインターネット上で悪口を書かれた生徒がいたが、当該生徒がそのことを知らずにいるような場合など、行為の対象となる生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った生徒に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応を行う。

加えて、好意から行った行為が意図せずに相手側の生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合について、いじめに当たると判断した場合は、行為を行った生徒に悪意がなかったことを十分加味した上で対応する。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

これらのいじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが必要なものや、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮の上で、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応をとる。

II いじめの理解

いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こりうるものである。とりわけ、嫌がらせや意地悪等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験する。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり、多くのものから集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせる。

加えて、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団の構造上の問題（例えば無秩序性や閉鎖性）、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気が形成されるよう努める。

III いじめの防止等に関する基本的な考え方

1 いじめの防止

（１）基本的な考え方

未然防止の基本は、生徒一人ひとりが安心して学校生活を送ることができる学校の環境を作ることである。本校は、その環境をつくるために、全教職員で生徒指導の三機能（自己存在感・共感的人間関係・自己決定）を生かした授業づくり、集団づくり、学校づくりを推進していく。

また、未然防止の取組が着実に成果をあげられるように、学校の取組を定期的なアンケートを実施したり、日常的な生徒の行動の様子を把握したりして適宜評価し、それを基に改善を検討していくPDCAサイクルを確立していく。

（２）いじめ防止のための措置

① いじめについての共通理解

学校全体においていじめについての共通理解を図るため以下のことを行う。

- ・ 職員会議や校内研修において、本校生徒のいじめの実態、具体的な指導上の留意点、取組の計画や改善点等について確認する。
- ・ 全校集会や学級活動などで校長や教職員が、日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気を醸成していく。また、何がいじめにつながる行為なのか等を具体的に列挙して校舎内に掲示し啓発を図る。

② いじめに向かわない態度・能力の育成

学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進により、生徒の社会性を育むとともに、地域の方々の協力を得ての職場体験学習や仙台自主研修などの社会体験・生活体験の機会を設け、他人の気持ちを共感的に理解しようとする態度や、自他の存在を認め互いの人格を尊重しようとする態度を養う。

また、授業や係活動、清掃当番活動など日常の学校生活全般を通して、自他の意見の相違があっても互いを認め合いながら建設的に調整し解決していく力や、自分の言動が相手や周りにどのような影響を与えているかを判断して行動できる力など、生徒が他者と円滑にコミュニケーションを図る能力を育てる。

③ いじめが生まれる背景と指導上の注意

いじめ加害の背景には、勉強や人間関係等のストレスがかかっている。このことを踏まえ、授業についていけない焦りや劣等感などが過度なストレスとならないよう、生徒一人ひとりの理解の状況だけでなく、心情にも配慮しながらどの生徒もわかる喜びが味わえる授業づくりを進める。

さらに生徒が学校生活の中でストレスを感じた場合でも、それを他人にぶつけるのではなく、運動・スポーツや読書などで発散したり、誰かに相談したりするなど、ストレスに対処できる力を育む。

なお、教職員の不適切な認識や言動が生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることがないように、指導のあり方には細心の注意を払う。教職員による「いじめられる側にも問題がある」という認識や発言は、いじめている生徒や、周りで見ていたりはやし立てたりしている生徒を容認するものに他ならず、いじめを受けている生徒を孤立させ、いじめを深刻化させる。また、障害（知的・情緒・発達等）について、適切に理解した上で生徒に対する指導にあたる。

④ 自己有用感や自己肯定感を育む

ねたみや嫉妬などいじめにつながりやすい感情を減らすために、全ての生徒が「認められて

いる、満たされている」という思いを抱くことができるよう、学校の教育活動全体を通じ、生徒が活躍でき、他者の役に立っていると感じ取ることができる機会を全ての生徒に提供し、生徒の自己有用感を高められるよう努める。その際、教職員はもとより家庭や地域の人々などにも協力を求められるよう、教科指導、特別活動、部活動等において、達成感や成就感を味わえるような体験の機会を積極的に設ける。

なお、社会性や自己有用感、自己肯定感などは、発達段階に応じて身につけていくものであることを踏まえ、異校種間等で適切に連携して取り組む。

⑤ 生徒自らがいじめについて学び、取り組む

「いじめ問題を考える全校集会」など、生徒自らがいじめの問題について学び、主体的に考え、いじめの防止を訴えるような生徒会の取組を推進する。その際、教員は全ての生徒がその意義を理解し、主体的に参加できる活動になるよう適切な支援や助言を行い、生徒の取組を陰で支える役割に徹する。

2 早期発見

(1) 基本的な考え方

いじめは大人の目につきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識する。たとえ些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持ち、学校の内外にかかわらず地域や保護者と連携を取りながら早い段階から複数の教職員で適切にかかわり、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する。

日頃からの生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、生徒が示す小さな変化やサインを見逃さないようアンテナを高く保つとともに、教職員相互が積極的に生徒の情報交換を行い、情報を共有する。

(2) いじめの早期発見のための措置

① 実態把握・情報共有

いじめに関する情報を得るために、以下のことに取り組む。

- ・ 授業、休憩時間、給食時間、放課後の時間等の生徒の様子に目を配る。
- ・ 学習ノート、学級日誌等を活用して交友関係や悩みを把握する。
- ・ 月1回学校生活についてのアンケート調査を実施し、いじめの実態把握に取り組む。
- ・ 放課後等に教育相談の機会を活用して、交友関係や悩みを把握する。
- ・ P T A総会、学年・学級懇談会、家庭訪問等の機会に、保護者からの情報を得る。
- ・ いじめに関する情報は生徒指導記録簿に記載するとともに、教職員全体で共有する。

② 体制整備とその点検

生徒や保護者がいじめに関して教職員に相談しやすいよう、日頃から教職員と生徒や保護者との信頼関係を築くよう努める。

また、教職員が生徒や保護者の悩みを積極的に受け止めているか、学校のいじめ早期発見の体制が適切に機能しているかなどを教師用のいじめチェックシートを活用し、定期的に体制を点検する。

3 いじめに対する措置

(1) 基本的な考え方

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織で対応する。被害生徒を守るとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害生徒を指導する。その際、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。

教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て必要に応じて関係機関・専門機関と連携し、その対応に当たる。

(2) いじめの発見・通報を受けたときの対応

① 生徒の安全確保

遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合は、その場でその行為を制止する。生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。些細な兆候であってもいじめの疑いがある行為には、早い段階から適切にかかわりを持つ。その際、いじめを受けた生徒や知らせてきた生徒の安全を確保する。

② 組織での対応

発見・通報を受けた教職員は一人で抱え込まず、生徒指導全体会で直ちに共有する。その後

生徒指導全体会が中心となり速やかに関係生徒から事情を聞き取るなどしていじめの事実の確認を行う。事実確認の結果は、校長が責任を持って学校の設置者に報告するとともに、被害・加害生徒の保護者に連絡する。

③ 警察との連携

いじめた生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合においていじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認める場合は、いじめを受けている生徒を徹底して守るという観点から、所轄警察署と連携して対処する。

なお、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれのある場合には、直ちに所轄警察署に通報し適切に助言を求める。

(3) いじめを受けた生徒又はその保護者への支援

① いじめを受けた生徒への対応

いじめを受けた生徒には、担任等が本人の訴えを本気になって傾聴し、親身に対応する。その際、辛さや悔しさを十分に受け止め、「あなたは悪くない」ことをはっきり伝えるなど、自尊感情を高めるように留意する。担任等は教師は絶対的な味方であることと、今後の具体的支援策を示す。また、生徒の個人情報の取扱等、プライバシーには十分に留意して以後の対応を行っていく。

② 保護者に事実関係を伝える

電話連絡、家庭訪問等によりその日のうちに迅速・性格に保護者に事実関係を伝える。いじめを受けた生徒や保護者に対し徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝えて保護者らの不安を除去する。また、いじめを受けた生徒が不安を感じるなどとは複数の教職員の協力の下、当該生徒の見守りを行うなど、安全の確保やその他具体的な取組方策を正確に伝えて理解を得るよう努める。保護者の心情に配慮した発言を心がけ、保護者との信頼関係を構築するよう努める。

③ 教育環境の確保

いじめを受けた生徒にとって信頼できる人（家族、教職員、地域の人、親しい友人など）と連携し、いじめを受けた生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、いじめが継続している場合にいじめた生徒を別室において指導したり、出席停止制度⁽¹⁾を活用したりするなど、いじめを受けた生徒が落ち着いて教育を受けることができる環境の確保を図る。また、いじめを受けた生徒の心理的ケアがさらに必要な場合は、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家、教職経験者・警察官経験者などの外部専門家の協力を得る。

④ 支援等の継続

いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な支援を行う。また、事実確認のための聞き取りやアンケート等により判明した情報を適切に提供する。

(4) いじめた生徒への指導並びにその保護者への助言

① 再発防止

いじめたとされる生徒からも事実関係の聴取を行い、いじめがあったことが確認された場合、

(1) 児童の出席停止（学校教育法第35条）

市町村の教育委員会は、次に掲げる行為の一又は二以上を繰り返し行う等性行不良であって他の児童の教育に妨げがあると認められる児童があるときは、その保護者に対して、児童の出席停止を命ずることができる。

- 一 他の児童に傷害、心身の苦痛又は財産上の損失を与える行為
- 二 職員に傷害又は心身の苦痛を与える行為
- 三 施設又は設備を損壊する行為
- 四 授業その他の教育活動の実施を妨げる行為

② 市町村の教育委員会は、前項の規定により出席停止を命ずる場合には、あらかじめ保護者の意見を聴取するとともに、理由及び期間を記載した文書を交付しなければならない。

③ 前項に規定するもののほか、出席停止の命令の手續に関し必要な事項は、教育委員会規則で定めるものとする。

④ 市町村の教育委員会は、出席停止の命令に係る児童の出席停止の期間における学習に対する支援その他の教育上必要な措置を講ずるものとする。

複数の教職員が連携し、必要に応じて心理や福祉等の専門家、教職・警察官経験者など外部専門家の協力を得て、組織的にいじめを止めさせ、その再発を防止する措置をとる。

② 保護者への助言

事実関係を聴取したら、迅速・正確に保護者に連絡し、事実に対する理解と納得を得る。情けなさや自責の念、今後への不安等の保護者の心情を理解した上で、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。

④ いじめた生徒への指導等

担任等は、いじめたとされる生徒から事実関係の聴取を行い、まずいじめがあったことを確認する。

いじめがあったことが確認されたら、不満等の訴えを聴き、受容的な態度を取りつつも、いじめは人を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させるように促すとともに、いじめられている生徒の辛さに気付かせる。なお、いじめた生徒が抱える問題など、いじめの背景や理由にも目を向け、当該生徒の安心・安全・健全な人格の発達に配慮して指導を行う。

また、当該生徒の個人情報の取扱等、プライバシーには十分に留意して以後の対応を行っていく。指導後もいじめを繰り返すなどのいじめの状況に応じて、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮の下、別室での特別の指導計画による指導を行うほか、教育上必要と認めるときは、学校教育法第11条の規定に基づき、適切に生徒に対して懲戒⁽²⁾を加える。

心身への苦痛や財産上の損害を与える行為を繰り返すなど、犯罪行為として取り扱われるべきものと認められる場合には、警察と連携して対処するとともに、村教育委員会と連携し出席停止制度を活用するなど、毅然とした対応をする。

重大な事案に発展するおそれがあるときは、直ちに警察に通報する。

ただし、いじめには様々な要因があることに鑑み、懲戒等を加える際には主観的な感情にまかせて一方的に行うのではなく、教育的配慮に十分留意し、いじめた生徒が自らの行為の悪質性を理解し、健全な人間関係を育むことができるよう成長を促す目的で行う。

(5) いじめが起きた集団への働きかけ

① 「観衆」「傍観者」をつくらない指導

いじめを見ていた生徒に対しても、自分の問題としてとらえさせる。たとえいじめをやめさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。また、はやしたてなど同調していた生徒に対しては、それらの行為はいじめに荷担する行為であることを理解させる。

さらに、学級活動等でMAPや構成的グループ・エンカウンターの手法を取り入れた仲間づくり活動により、仲間との絆の大切さを実感させたり、無視されるなどいじめの疑似体験（ロールプレイング）などにより、いじめを受けることは苦痛であることについて実感を伴わせて理解させたりするなど、五感に訴える指導を積極的に取り入れる。

② 望ましい集団づくり

いじめの解決とは、加害生徒による被害生徒に対する謝罪を指すものではなく、被害生徒と加害生徒との関係修復、そしていじめにはかかわっていない生徒を含めて、学級や学年の生徒との関係が良好になり、望ましい集団生活を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもって判断する。全ての生徒が集団の一員として互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進めていく。

(6) ネット上のいじめへの対応

① 不適切な書き込みへの対応

ネットへ不適切な書き込み等については、直ちに削除する措置をとる。特に名誉棄損やプライバシー侵害等があった場合、プロバイダに対して削除を求めるなど必要な措置を講じる。その際必要に応じて地方法務局等の協力を求める。なお、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに警察署に通報し適切な援助を求める。

(2) 懲戒とは、学校教育法施行規則第26条に定める退学（公立義務諸学校に在籍する学齢児童生徒を除く。）、停学（義務教育諸学校に在籍する学齢児童生徒を除く。）、訓告のほか、児童生徒に肉体的苦痛を与えるものではない限り、通常懲戒権の範囲内と判断されると考えられる行為として、注意、叱責、居残り、別室指導、起立、宿題、清掃、学校当番の割当、文書指導などがある。

② ネットパトロール⁽³⁾と情報モラル教育⁽⁴⁾

早期発見の観点から、宮城県教育委員会や村教育委員会と連携するとともに、自校職員によるネットパトロール等を実施することにより、ネット上のトラブルの早期発見に努める。また、生徒が悩みを抱え込まないように、仙台法務局におけるネット上の人権侵害情報に関する相談の受付や、「宮城県 24 時間いじめ相談ダイヤル」、教育事務所の相談窓口等、関係機関の取組についても周知を図る。パスワード付きサイトや、SNS（ソーシャルネットワークサービス）、無料通信アプリ、携帯電話のメール等を利用したいじめについては、より大人の目に触れにくく発見されにくいため、予防として学校における情報モラル教育を進めるとともに、通信企業の携帯電話等の使用に係る「安全教室」や、県警の協力による「ネット被害未然防止」の講話を行い、生徒のみならず保護者に対してもネット利用に係る危険性について啓発していく。

4 その他の留意事項

(1) いじめ対策年間指導計画等

学校基本方針に基づく取組の具体的ないじめ対策年間計画を作成する。作成や実施に当たっては、保護者や生徒の代表、地域住民などの参加を図る。

(2) 組織的な指導体制

いじめの問題に適切に対応するため、校長を中心とした全教職員が一致協力できる体制を確立する。一部の教職員や特定の教職員が抱え込むのではなく、学校における「いじめの防止等の対策のための組織」で情報を共有し、組織的に対応する。いじめがあった場合の組織的な対処を可能とするよう、平素からこれらの対応のあり方について全ての教職員で共通理解を図る。

いじめの問題等に関する指導記録を保存し、生徒の進学・進級や転学に当たって適切に引き継いだり情報提供したりできる体制をとる。

また、必要に応じて心理や福祉の専門家、弁護士、医師、教員・警察官経験者などの外部専門家を加える。

(3) 校内研修の充実

全ての教職員の共通理解を図るため、いじめをはじめとする生徒指導上の諸問題等に関する校内研修を年間指導計画に位置づけて実施する。

(4) 校務の効率化

教職員が生徒と向き合い、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるように、一部の教職員に過重な負担がかからないように校務分掌を適正化し、組織体制を整え校務の効率化を図る。

(5) 学校評価

いじめへの対応に係る学校評価においては、PDCAサイクルに基づいて評価する。その際、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、問題を隠さずいじめの実態把握や対応が促されるよう、生徒や地域の状況を十分踏まえた目標の設定や、目標に対する具体的な取組の状況を評価し、その評価結果を踏まえて取組の改善を行う。

(6) 地域や家庭との連携

P T A 総会や学年・学級懇談などにおける学校基本方針の説明により、地域や保護者に対していじめ問題の重要性の認識を広げるとともに、家庭訪問や学校通信等を通じて地域や家庭との緊密な連携体制を維持する。

IV いじめの防止等の対策のための組織

1 「いじめ問題対策委員会」の設置

本校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、「いじめ問題対策委員会」を設置する。

2 「いじめ問題対策委員会」の役割

- 学校基本方針に基づいて、取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う。
- いじめの相談・通報の窓口となる。

(3) ネットパトロール（H21.5.1 高校教育課事業） ネット被害防止対策事業の一環として、仙台市を除く全ての小・中・高等学校、特別支援学校を対象として、いじめや不登校などのトラブルを活発にするとされるネット上の学校裏サイトを業者委託により監視し、問題のある書き込み等に対する対応を実施。

(4) 情報モラル教育 県総合教育センターでは、「みやぎの情報モラル総合サイト」を開設（H21～）し、校内研修や各教科等の授業で活用できる資料等を公開。

- いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動等に係る情報の収集と記録、共有を行う。
- いじめの疑いに係る情報があつた時には、いじめ問題対策委員会緊急会議を開催し、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する。

3 「いじめ問題対策委員会」の構成

構成員は以下の通りとする。

【学校の教職員】

校長 教頭 主幹教諭 教務主任 生徒指導主事 いじめ対策・不登校支援担当者 養護教諭 学年主任 その他（該当学年学級担任 部活動顧問等）

【心理・福祉等に関する専門的な知識を有する者 その他の関係者】※必要に応じて

スクールカウンセラー スクールソーシャルワーカー 心の相談支援員

弁護士 学校医 警察官経験者 学校評議員等

【保護者 地域住民等】

保護者代表（PTA役員等） 生徒代表（生徒会役員等） 地域住民（行政区長等）

4 「いじめ問題対策委員会」の構成員の役割

（1） いじめ防止のための措置

【学級担任】【教科担任】【部活動顧問】

- ・日常的に「いじめは人間として絶対に許されない」雰囲気を集団全体に醸成する。
- ・はやしたてる、見て見ぬ振りをする行為もいじめを肯定することになることを理解させる。
- ・一人ひとりを大切にしたいわかりやすい授業づくり・指導体制づくりを進める。
- ・教職員の不適切な認識や言動がいじめにつながらないように、指導のあり方に注意を払う。

【養護教諭】

- ・学校教育の様々な場面で命の大切さを取り上げていく。

【生徒指導主事】

- ・いじめ問題について校内研修や職員会議、打合せ等で取り上げ教職員間の共通理解を図る。

【いじめ対策・不登校支援担当者】

- ・いじめに関する問題を集約し、支援方針を立て管理職に意見具申や担任等への助言を行う。

【管理職】

- ・全校集会等で校長が「いじめは絶対に許されない」という雰囲気を学校全体に醸成する。
- ・道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動の推進等に計画的に取り組む。
- ・生徒が自己有用感を高められる場面を積極的に設けるよう教職員に働きかける。
- ・生徒会によるいじめ根絶集会等、生徒が主体的に参加する取組を推進する。

（2） いじめの早期発見のための措置

【学級担任】【教科担任】【部活動顧問】

- ・生徒の見守りや信頼関係の構築に努め、生徒の変化や危険信号を見逃さない。
- ・休み時間や放課後の生徒との交流や日誌等を通じ、交友関係や悩みを把握する。
- ・個人面談や家庭訪問の機会を活用し、教育相談を行う。

【養護教諭】

- ・保健室利用の児童生徒の会話等でいつもと違うと感じたときはその機会を捉え悩みを聞く。

【生徒指導主事】【いじめ対策・不登校支援担当者】

- ・定期的なアンケート調査や教育相談の実施等に計画的に取り組む。
- ・保健室や相談室の利用、電話相談窓口についての周知を図る。
- ・休み時間や昼休みの校内巡視、放課後の巡回等において異常の有無を確認する。

【管理職】

- ・生徒及び保護者、教職員がいじめに関する相談を行うことができる体制を整備する。
- ・校内の教育相談体制が機能しているか定期的に点検する。

(3) いじめに対する措置

いじめ情報

①情報を集める

教職員、生徒、保護者、地域住民等から、いじめ問題対策委員会に情報を集める。

【学級担任・養護教諭等】

- ・いじめを発見したら、その場で行為を止める。
- ・相談や訴えに傾聴する。
- ・正確な実態把握をする。
- ・聞き取りは、他の生徒の目に触れないよう、時間・場所等に配慮する。

②指導・支援体制を組む

いじめ問題対策委員会で指導・支援体制を組む。(学級担任・部活動顧問・養護教諭・生徒指導主事・いじめ対策・不登校支援担当者・管理職等で役割を分担)

③生徒への指導・支援を行う

- いじめを受けた生徒にとって信頼できる人(友人、家族、地域の方)と連携し、寄り添い支える体制をつくる。
- いじめた生徒には、いじめは人格を傷つける行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させ、不満やストレスがあってもいじめに向かわない力を育む
- いじめを見ていた生徒に対しては、いじめを自分の問題と捉えさせ、止めることができなくても、誰かに知らせる勇気を持つように伝える。

④保護者と連携する

- つながりのある教職員を中心に、即日関係生徒(加害・被害とも)の家庭訪問を行い、事実関係を伝えるとともに今後の学校との連携方法について話し合う

【いじめ問題対策委員会】

生徒の気になる情報(学校・家庭・地域からの情報)

いじめアンケート

情報を得た学校関係者

SC, SSW等からの情報

学級担任

生徒指導主事 養護教諭 学年主任
教務主任 いじめ対策・不登校支援担当者

教頭

校長

いじめ問題対策委員会

(関係機関)

- ・SSW
- ・在学青少年育成員
- ・教育事務所
カウンセラー
- ・総合教育C
- ・民生児童委員
- ・児童相談所
- ・警察署
- ・村担当課
- ・人権擁護委員
- ・学校評議員
- 他

連携

(構成員)

校長 教頭 主幹教諭 学級担任
生徒指導主事 養護教諭 学年主任
いじめ対策・不登校支援対策担当者
その他関係教職員 SC等

(役割)

- ・年間計画作成, 実行, 検証, 修正
- ・情報収集と記録, 情報共有
- ・相談窓口, 通報窓口
- (緊急会議の開催)
- ・実態把握, 事実関係聴取
- ・指導体制, 支援体制, 方針決定
- ・役割分担, 問題の明確化

関係者への対応)

- ・いじめを受けた生徒への対応
- ・いじめた生徒への対応
- ・観衆, 傍観者への対応
- ・関係保護者への対応
- ・PTA, 地域への対応
- ・マスコミへの対応

継続的な指導・支援

迅速な指導・支援

村教育委員会

定期的な報告・連絡・相談

V 重大事態発生に係る調査を行うための組織

1 「いじめ問題調査委員会」の設置

次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という）に対処し、及び当該重大事態と同様の事態発生の防止に資するため、「いじめ問題調査委員会」を設置する。

(1) いじめを受けた生徒に、生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めたとき

- ① 生徒が自殺を企図した場合
- ② 身体に重大な傷害を負った場合
- ③ 金品等の重大な被害を被った場合
- ④ 精神性の疾患を発症した場合 等

(2) いじめを受けた生徒が一定の期間、または連続して欠席や別室登校、早退することを余儀なくされている疑いがあると認めたとき

(3) その他

生徒や保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申し立てがあったときは、その時点で「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えられたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

2 「いじめ問題調査委員会」の役割

- 発生した事案が重大事態であると判断したとき、当該重大事態に係る調査を行う。
- 調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた生徒及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態等その他の必要な情報を適切に提供する。

3 「いじめ問題調査委員会」の構成

(1) 学校が「いじめ問題調査委員会」を設置する場合

① 構成員

村教育委員会の指導の下に、以下の「いじめ問題対策委員会」を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家等を加え、「いじめ問題調査委員会」の構成員を決定する。

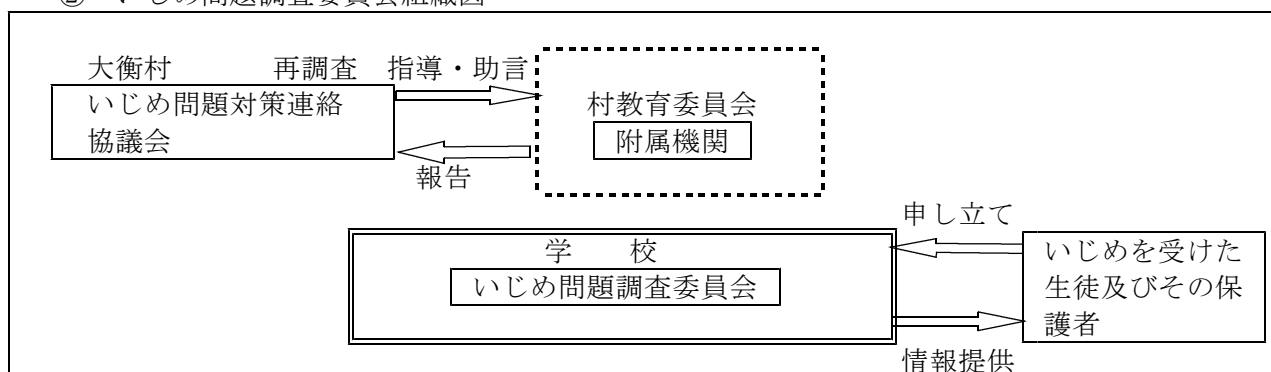
【いじめ問題対策委員会】を母体として

校長 教頭 主幹教諭 教務主任 生徒指導主事 いじめ対策・不登校支援担当者
養護教諭 学年主任 教育相談担当 その他関係職員（学級担任 部活動顧問等）

【適切な専門家】（村教育委員会の指導を受けて）

弁護士 医師（精神科医等） 心理や福祉の専門家（SC, SSW等）

② いじめ問題調査委員会組織図



(2) 学校の設置者が調査主体となる場合

① 構成員

村教育委員会が定める。

② 組織図

村教育委員会が定める。

VI 重大事態発生に係る調査

1 事実関係を明確にするための調査の実施

- 「いじめ問題調査委員会」は、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめが生じた背景事情や生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなど事実関係を、可能な限り明確にする。また、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図る。
- 学校は、村教育委員会に設置される附属機関に対して積極的に資料を提供するとともに、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組む。
- 学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果が得られないと設置者が判断する場合、または学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、村教育委員会において調査を実施する。

2 調査の方法

（１）いじめを受けた生徒からの聴き取りが可能な場合

- ① いじめを受けた生徒から十分聴き取るとともに、在籍生徒や教職員に対する質問紙調査や聞き取り調査を行う。その際、いじめを受けた生徒や情報を提供してくれた生徒を守ることを最優先とした調査を実施する。
- ② 調査による事実確認とともに、いじめた生徒への指導を行い、いじめ行為を止める。
- ③ いじめを受けた生徒に対しては、事情や心情を聴取し、いじめを受けた生徒の状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行う。
- ④ 調査を行うにあたっては、村教育委員会の指導・支援の下に対応にあたる。

（２）いじめを受けた生徒からの聴き取りが不可能または困難な場合

当該生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者に今後の調査について協議し、調査に着手する。調査方法としては、在籍生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査等を行う。

（３）調査を行う際のその他の留意事項

調査の結果重大事態であると判断した場合も想定されるが、それだけでは重大事態の全貌が明確にされたとは限らず、その一部が明らかになったに過ぎない場合もあり得ることから、「重大事態に係る事実関係を明確にするための調査」として、調査資料の再分析や、必要に応じて新たな調査を実施することも考える。ただし、事実関係の全貌が明確になったと判断される場合はこの限りではない。

3 調査結果の提供及び報告

（１）いじめを受けた生徒及びその保護者に対する情報を適切に提供する責任

- いじめを受けた生徒やその保護者に対して、調査により明らかになった事実関係（いじめ行為がいつ、誰に、どのような態様で行われたか、学校がどのように対応したか）について説明する。
- これらの情報の提供にあたっては、他の生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。
- 質問紙調査の実施により得られた情報については、いじめを受けた生徒またはその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭に置き、調査に先立ってその旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明することを要する。

（２）調査結果の村への報告

調査結果については教育委員会を通じて村長に報告する。

上記（１）の説明の結果を踏まえて、いじめを受けた生徒またはその保護者が希望する場合には、いじめを受けた生徒またはその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて村教育委員会を通じて村長に送付する。

（３）いじめた生徒及びその保護者への説明

随時、学校への呼び出しを行うとともに、必要に応じて家庭訪問を実施する。

（４）他の保護者への対応

P T A役員等との相談の上、事実関係や指導の方向性がまとまってから行う。重大事案であることが明らかな場合は、「緊急説明会」を開催し、状況説明を行う。

4 その他の留意事項

(1) 地域住民への対応

地域住民からの苦情や情報提供などには、誠意を持って対応する。

(2) マスコミへの対応

マスコミや報道機関への対応は、すべて教頭が行う。取材の申込を受けた場合は即答を避け、取材時間、取材場所等を決めて、村教育委員会の指導を受けた上で、取材に応じる。

(3) その他

生徒の心のケアに配慮するために、必要に応じてS CやS S Wの緊急派遣を村教育委員会を通して要請する。

調査結果記録の他、電話対応やマスコミ対応の記録も保管する。

VII いじめが要因と疑われる生徒の自殺が起こった場合の調査における留意事項

生徒の自殺という事態が起こった場合の調査にあり方については、その後の自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施する。この調査においては、亡くなった生徒の尊厳を維持しつつ、その死に至った経過を検証し、再発防止策を講ずることをめざし、遺族の気持ちに十分配慮しながら行うものとする。

いじめがその要因として疑われる場合の背景調査については、以下の事項に留意の上、「児童生徒の自殺が起きたときの調査指針」（平成23年3月 児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議）を参考にする。

1 遺族に対して

詳しい調査を行うにあたり、遺族に対して、調査の目的・目標、調査を行う組織の構成等、調査のおおむねの期間や方法、入手した資料の取扱、遺族に対する説明のあり方や調査結果の公表に関する方針などについて、できる限り遺族と合意しておく。

死亡した生徒が置かれていた状況として、いじめの疑いがあることを踏まえ、遺族に対して在校生へのアンケート調査や一斉聴き取り調査を含む詳しい調査の実施を提案する。

2 調査内容・方法について

背景調査にあたり、遺族が当該生徒を最も身近に知り、また背景調査について切実な心情を持つことを認識し、その要望・意見を十分聴取するとともに、できる限りの配慮と説明を行う。

在校生及びその保護者に対しても、できる限りの配慮と説明を行う

背景調査においては、自殺が起きた後の時間の経過等に伴う制約の下で、できる限り偏りのない資料や情報を多く収集し、それらの信頼性の吟味を含めて、客観的に特定の資料や情報に依拠することなく総合的に分析・評価する。

客観的な事実関係の調査を迅速に進めることが必要であり、それらの事実の影響についての分析・評価については、専門的知識及び経験を有する者の援助を求めることも鑑みる。

3 調査組織について

調査を実施する組織については、弁護士や医師、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者であって当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係または特別の利害関係を有することのない者（第三者）について、職能団体や大学、学会からの推薦等により参加を図ることで、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める。

4 情報発信・報道対応について

情報発信・報道対応については、プライバシーへの配慮の上、正確で一貫した情報提供が必要であり、初期の段階で情報がないからといって、トラブルや不適切な対応がなかったと決めつけたり、断片的な情報で誤解を与えたりしないよう留意する。なお、亡くなった生徒の尊厳の保持や、生徒の自殺は連鎖する可能性がある（後追い自殺）ことを踏まえ、報道のあり方に特別な注意が必要であり、WHO（世界保健機関）による自殺報道への提言を参考にする。